



区 分	議 案 名										
	議案No.										
条例案 (8件)	133	<p><b>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</b>  人事委員会の勧告を受けて、職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正  ①給料月額の上上げ  ②初任給調整手当の支給月額の限度額の上上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの</td> <td>414,800円</td> <td>415,600円</td> </tr> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの</td> <td>50,800円</td> <td>51,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③期末手当及び勤勉手当の上上げ (+0.15月分)</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和5年12月1日  (①及び②令和5年4月1日から適用)</p>	支給対象者	改正前	改正後	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	414,800円	415,600円	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,800円	51,100円
	支給対象者	改正前	改正後								
	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	414,800円	415,600円								
	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,800円	51,100円								
134	<p><b>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</b>  人事委員会の勧告を受けて、教育職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正  ①給料月額の上上げ  ②期末手当及び勤勉手当の上上げ (+0.15月分)</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和5年12月1日  (①令和5年4月1日から適用)</p>										
135	<p><b>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</b>  人事委員会の勧告を受けて、教職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正  ①給料月額の上上げ  ②期末手当及び勤勉手当の上上げ (+0.15月分)</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和5年12月1日  (①令和5年4月1日から適用)</p>										
136	<p><b>特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例</b>  一般職の期末手当及び勤勉手当の改正に準じて、期末手当を引き上げ (+0.10月分)</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和5年12月1日</p>										

区 分	議 案 名																																																									
	議案No.																																																									
条例案 つづき	137	<b>会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例</b> 人事委員会の報告及び職員の給与に関する条例の一部改正等を踏まえた所要の改正  ①会計年度任用職員の報酬の上限額の改定																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の種別</th> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般業務に従事する者</td> <td>日額</td> <td>9,200円</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>147,300円</td> <td>156,100円</td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td>1,200円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者</td> <td>日額</td> <td>10,100円</td> <td>10,700円</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>167,800円</td> <td>177,500円</td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td>1,310円</td> <td>1,390円</td> </tr> <tr> <td>教育業務に従事する者</td> <td>月額</td> <td>332,900円</td> <td>333,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調査研究業務に従事する者</td> <td>日額</td> <td>12,600円</td> <td>13,400円</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>236,500円</td> <td>242,000円</td> </tr> <tr> <td>医療業務に従事する者</td> <td>月額</td> <td>178,800円</td> <td>187,400円</td> </tr> <tr> <td>相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者</td> <td>月額</td> <td>208,400円</td> <td>219,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽作業に従事する者</td> <td>日額</td> <td>6,700円</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>時間額</td> <td>870円</td> <td>920円</td> </tr> </tbody> </table> ②会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給月</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月</td> <td>100分の120</td> <td>100分の130</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：令和5年12月1日 （①令和5年4月1日から適用（一部を除く。））		職員の種別	区分	改正前	改正後	一般業務に従事する者	日額	9,200円	9,800円	月額	147,300円	156,100円	時間額	1,200円	1,300円	資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	10,100円	10,700円	月額	167,800円	177,500円	時間額	1,310円	1,390円	教育業務に従事する者	月額	332,900円	333,900円	調査研究業務に従事する者	日額	12,600円	13,400円	月額	236,500円	242,000円	医療業務に従事する者	月額	178,800円	187,400円	相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	208,400円	219,800円	軽作業に従事する者	日額	6,700円	7,100円	時間額	870円	920円	支給月	改正前	改正後	12月	100分の120
職員の種別	区分	改正前	改正後																																																							
一般業務に従事する者	日額	9,200円	9,800円																																																							
	月額	147,300円	156,100円																																																							
	時間額	1,200円	1,300円																																																							
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	10,100円	10,700円																																																							
	月額	167,800円	177,500円																																																							
	時間額	1,310円	1,390円																																																							
教育業務に従事する者	月額	332,900円	333,900円																																																							
調査研究業務に従事する者	日額	12,600円	13,400円																																																							
	月額	236,500円	242,000円																																																							
医療業務に従事する者	月額	178,800円	187,400円																																																							
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	208,400円	219,800円																																																							
軽作業に従事する者	日額	6,700円	7,100円																																																							
	時間額	870円	920円																																																							
支給月	改正前	改正後																																																								
12月	100分の120	100分の130																																																								
	138	<b>会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例等の一部を改正する条例</b> 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正  (1)会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正 ①会計年度任用職員の勤勉手当について必要な事項を規定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給月</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の97.5</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の97.5</td> </tr> </tbody> </table> ②会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給月</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の120</td> <td>100分の117.5</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の130</td> <td>100分の117.5</td> </tr> </tbody> </table> ③条例の題名を「会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例」に改正  (2)島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 ・会計年度任用職員に勤勉手当を支給  (3)島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 ・(2)に同じ  施行日：令和6年4月1日		支給月	支給割合	6月	100分の97.5	12月	100分の97.5	支給月	改正前	改正後	6月	100分の120	100分の117.5	12月	100分の130	100分の117.5																																								
支給月	支給割合																																																									
6月	100分の97.5																																																									
12月	100分の97.5																																																									
支給月	改正前	改正後																																																								
6月	100分の120	100分の117.5																																																								
12月	100分の130	100分の117.5																																																								

区 分	議 案 名					
	議案No.					
条例案 つづき	1 3 9	<p><b>島根県営住宅条例の一部を改正する条例</b>            県営住宅の新設及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正</p> <p>①県営住宅の新設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西玉江団地</td> <td>江津市</td> </tr> </tbody> </table> <p>②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：①規則で定める日 ②令和6年4月1日</p>	団地の名称	所在地	西玉江団地	江津市
	団地の名称	所在地				
	西玉江団地	江津市				
	1 4 0	<p><b>島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例</b>            全世代対応型の持続可能な社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う引用する条項の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和6年1月1日</p>				
一 般 事件案 (4件)	1 4 1	<p><b>当せん金付証券の発売について</b>            島根県内において発売する当せん金付証券（宝くじ）の発売限度額の設定            ・令和6年度発売総金額 55億円以内</p>				
	1 4 2	<p><b>権利の放棄について</b>            島根県障害者自立支援特別対策事業費補助金返還金に係る債権の請求権の放棄            ・債務者：特定非営利活動法人竹でだんだんしまね            ・放棄する権利の内容：平成24年6月15日付け島根県障害者自立支援特別対策事業費補助金返還命令に係る返還金の未償還額3,892,000円及びこれに係る附帯債務の請求権</p>				
	1 4 3	<p><b>変更契約の締結について 国道186号（小国1工区）総合交付金（改築）            （仮称）新笹ヶ峠トンネル工事</b></p> <p>変更契約金額：2,298,808,600円（65,808,600円増額）            工期：令和6年3月29日            契約の相手方：今井産業・松江土建・毛利組特別共同企業体            施工場所：浜田市金城町小国地内</p>				
	1 4 4	<p><b>島根県畜産技術センターによる生乳への洗浄水混入に係る損害賠償について</b>            令和5年8月3日に出荷した生乳への洗浄水混入に係る損害賠償            ・損害賠償の額：6,061,051円            ・支払の相手方：出雲市 法人</p>				

区 分	議 案 名	
	議案No.	
報 告 (2件)	報告24	<b>専決処分事件の報告について（変更契約の締結）</b> <b>1件</b> ・ 島根県営住宅（浜田市浜田中央団地）建設（第2期建築）工事 811,059,590円（8,994,590円増額）
	報告25	<b>専決処分事件の報告について（損害賠償）</b> <b>19件</b> ・ 車両損傷事故 1件 賠償額合計 54,010円 ・ 交通事故 9件 賠償額合計 1,855,425円 ・ 落石等事故 7件 賠償額合計 618,990円 ・ 所持品損傷事故 2件 賠償額合計 154,484円